

厚生・産業常任委員会資料
平成27年(2015年)3月6日
健康医療福祉部

平成27年2月定例会議
厚生・産業常任委員会
条例案資料

議第 18 号	滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例案	1
議第 19 号	滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例案	7
議第 21 号	滋賀県民生委員の定数を定める条例案	8
議第 23 号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	10
議第 31 号	滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	21
議第 32 号	滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	23
議第 33 号	滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	25
議第 34 号	滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	27
議第 36 号	滋賀県介護予防基盤強化基金条例の一部を改正する条例案	29
議第 41 号	滋賀県児童福祉法第 62 条の 6 の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案	31
議第 65 号	滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案	33
議第 66 号	滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	35
議第 67 号	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	41
議第 68 号	滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案	50

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例案要綱

第1 制定の理由

危険ドラッグ等の濫用は、個人の健康上の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらしてきており、これまでから危険ドラッグ等の根絶に向け、様々な対策を講じてきたところですが、近年では、危険ドラッグの使用による健康被害が増加し、さらに、その使用者による犯罪、交通事故等による2次的被害が発生するなど深刻な社会問題となっています。

このため、国においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく規制を徹底するとともに、同法を改正し、厚生労働大臣が指定する薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品について広域的な販売等が規制されるなど新たな措置が講じられたところです。

危険ドラッグ等の根絶を達成するためには、こうした国における規制強化の措置と併せて、同法による規制が及ばない危険ドラッグについても県がその規制の措置を講じていくなど、県と国が連携して、徹底的に取り組んでいくことが必要となっています。

また、危険ドラッグ等の使用者が増加していることに伴いその依存症を有する患者も増加していることから、これらの患者の回復等のため、相談体制、専門的な治療体制等の充実が求められているところです。

こうしたことから、薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項を定め、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しようとするものです。

第2 条例の概要

1. この条例は、薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項を定め、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとします。(第1条関係)
2. 県は、薬物の濫用の防止に関する施策(薬物の依存症等の回復等に関する施策を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施するものとするとし、薬物の濫用の防止に関する施策の策定および実施に当たっては、国、他の地方公共団体、薬物の依存症からの患者の回復を目的として組織された団体(以下「患者団体」という。)その他の関係者との連携に努めるとともに、他の地方公共団体、患者団体その他の関

係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとするものとします。(第3条関係)

3 県民は、薬物の危険性に関する知識および理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならないこととします。事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握するとともに、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととします。また、県民および事業者は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力しなければならないこととします。(第4条関係)

4 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るとともに、知事および公安委員会は、相互に連携し、および協力して、薬物の濫用の防止に関し、必要な監視、調査、指導その他の措置を講ずるものとするものとします。(第5条関係)

5 県は、薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するため、県民に必要な情報を提供するとともに、県民が薬物の危険性に関する十分な知識に基づき行動することができるよう、必要な教育、意識の向上等に努めるものとするものとします。(第6条関係)

6 県は、薬物の依存症および中毒症状(以下「薬物の依存症等」という。)からの患者の回復または薬物の依存症の予防(以下「薬物の依存症等の回復等」という。)に資するため、相談体制ならびに専門的な治療および社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるとともに、医師その他の医療関係者が、その業務を行うに当たり薬物の依存症等を有する者を発見したときに、その者に対し、県が実施する事業に関する情報を提供することができるよう、必要な措置を講ずるものとするものとします。(第7条関係)

7 県、関係行政機関および患者団体その他の関係団体は、薬物の濫用の防止についての必要な対策に関する協議およびその実施に係る連絡調整を行うために、滋賀県薬物濫用対策推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととします。(第8条関係)

8 知事指定薬物の指定について、次に掲げる事項を定めることとします。(第9条・第10条関係)

(1) 知事は、中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用(当該作用の維持または強化の作用を含む。以下同じ。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物のうち、県の区域内において現に濫用され、または濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができること。

(2) 知事指定薬物の指定について必要な手続を定めること。

- (3) 知事指定薬物の失効および罰則の適用の経過措置について必要な事項を定めること。
- 9 知事指定薬物等について、次に掲げる行為（正当な理由により行う場合として規則で定める場合を除く。）を禁止することとします。（第11条関係）
- (1) 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、または栽培すること。
 - (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売または授与の目的で所持する場合を含む。）。
 - (3) 知事指定薬物を販売または授与の目的で広告すること（県の区域外における販売または授与の目的で広告する場合を含む。）。
 - (4) 知事指定薬物を所持し、購入し、もしくは譲り受け、または使用すること（販売または授与の目的で所持する場合を除く。）。
 - (5) 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品を、同条第2項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、使用すること。
 - (6) 情を知って、知事指定薬物および前号の物品を使用する場所を提供し、または周旋すること（滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第25条第7号の規定に違反する行為を除く。）。
- 10 知事が行う報告徴収等および知事および公安委員会が行う立入調査等について、必要な事項を定めることとします。（第12条関係）
- 11 知事は、9の定めに違反した者に対し、警告を発することができることとし、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、9の(1)から(3)までおよび(6)の定めに違反してそれぞれ当該定めに掲げる行為をしたときは、その法人または人に対しても、警告を発することができることとします。（第13条関係）
- 12 公安委員会は、警察職員が9の(6)に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができることとします。（第13条関係）
- 13 知事は、11の警告（9の(6)に係るものを除く。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受けもしくは使用の中止もしくは知事指定薬物の回収または廃棄その他必要な措置または9の(5)の物品の使用の中止（以下「知事指定薬物の製造中止等」という。）を命ずることができることとし、薬物の濫用による危害から県民の生命または身体を守るため緊急を要する場合で警告を発するいとまがないときおよび警告を受けた者が過去に警告を受けたことがある場合は、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができることとします。（第14条関係）
- 14 公安委員会は、中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が

高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができることとします。(第 15 条関係)

15 知事指定薬物の指定について調査審議するため、知事の附属機関として、滋賀県指定薬物審査会を設置するとともに、審査会の組織等について必要な事項を定めることとします。(第 16 条・第 17 条関係)

16 何人も、自己が譲渡または貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産が薬物の製造等のための施設またはその敷地(以下「薬物製造施設等」という。)の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならないこととします。また、不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを相手方に確認するよう努めなければならないこととします。(第 18 条関係)

17 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するに際しては、当該不動産を薬物の製造等のための施設またはその敷地の用に供してはならない旨および供されていることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除しまたは買戻しをすることができる旨を書面に定め、薬物の製造等のための施設またはその敷地の用に供されていることが判明したときは、速やかに当該契約を解除し、または買戻しをするよう努めなければならないこととします。(第 18 条関係)

18 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物の製造等のための施設またはその敷地の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理または媒介をしてはならないこととします。また、不動産の譲渡等の代理または媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、16 および 17 の定め の 遵守 について助言その他の措置を講じなければならないこととします。(第 19 条関係)

19 罰則について、次に掲げる事項を定めることとします。(第 21 条～第 26 条関係)

(1) 13 の命令(9の(1)または(2)に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するものとする。

(2) 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものとする。

ア 9の(1)または(2)の定めに違反した者

イ 13の命令(9の(3)または(4)に係るものに限る。)に違反した者

(3) 9の(3)または(4)に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処するものとする。

(4) 虚偽の報告等を行った者および立入調査等を拒否した者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

(5) 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、(1)から(4)までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても(1)から(4)までの刑を科すものとする。

(6) 13の命令(11の(5)に係るものに限る。)に違反した者は、5万円以下の過料に処するものとする。

20 この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。ただし、9から14までおよび19の規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとします。

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例案の概要

○条例制定の目的

- (第1条)
- ①薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止
- ②県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現

○総則

- ①用語の定義 (第2条)
- ②県、県民等の責務 (第3条、第4条)

○協議会の設置

- ・滋賀県薬物濫用対策推進協議会を設置 (第8条)

売らせない

(第9条、第11条)

対象物	禁止行為	罰則適用のフロー
【知事指定薬物】 (中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物のうち、濫用されるおそれのある物)	製造、栽培 販売、授与、その目的の所持(単純)所持、購入、譲り受け、使用 広告 使用場所の提供、周旋	警告 ↓ 製造等中止命令 ↓ 罰則 (または) 直罰 ↓ 警告のみ
【法第76条の6の2第1項の規定による禁止に係る物品】 (法に基づき販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に流通等を規制する必要があると認められる物品)	使用	警告 ↓ 使用中止命令 ↓ 罰則

○薬物の濫用の防止のための規制

○情報の提供 (第6条)

- ・県は、県民に必要な情報、教育を提供

買わせない

患者支援

○依存症等からの患者の回復等の措置 (第7条)

- ・薬物の依存症等の回復等に資するため、相談体制、専門的な治療、社会復帰支援に関する体制の充実
- ・薬物の依存症等を有する者へ相談・治療体制等の情報提供

○立入調査等 (第12条)

- ・知事および公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、その職員に、立入調査させ、または試験のため必要な最小分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

○不動産の譲渡等をする者が講ずる措置 (第18条、第19条)

- ・薬物の製造、販売等の目的での賃貸借契約等を禁止
- ・同目的の賃貸借契約等が判明した場合、契約解除に努める

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例案要綱

1 制定の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）の施行に伴い、指定難病の患者が指定特定医療を適切に受けられるよう、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めることとするため、滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第 11 条第 2 項の規定による医療受給者証の返還に応じない者および正当な理由がなく法第 35 条第 1 項の規定による報告の命令等に違反した者は、10 万円以下の過料に処することとします。
- (2) この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県民生委員の定数を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次一括法）による民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）の一部改正に伴い、民生委員の定数を都道府県の条例で定めることとされたことから、滋賀県の市町の区域ごとの民生委員の定数を定めるため、滋賀県民生委員の定数を定める条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) 民生委員法第 4 条第 1 項の民生委員の定数は、市町の区域ごとに知事が定めることとします。

(2) その他

ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本文 省略</p> <p>別表 (第2条関係)</p>	<p>本文 省略</p> <p>別表 (第2条関係)</p>
<p>(1) ~ (6) の2省略</p> <p>(7) 民生委員法 (昭和23年法律第198号) 第4条第1項の規定による民生委員の定数の決定 以下省略</p>	<p>(1) ~ (6) の2省略</p> <p>(7) 滋賀県民生委員の定数を定める条例 (平成27年滋賀県条例第 号) の規定による民生委員の定数の決定 以下省略</p>
<p>市町 (大津市を除く)</p>	<p>市町 (大津市を除く)</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）（第 4 次一括法）の施行により、国から都道府県への事務・権限の移譲等が行われたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）ほか 6 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

砂利採取法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正（第 2 条関係）

権限が都道府県知事に移譲されることに伴い、これまで国において徴収されていた次に掲げる事務に係る手数料について、新たに手数料を徴収することとします。

ア 食品衛生法の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設および食品衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査

イ 土壌汚染対策法の規定に基づく指定調査機関の指定および指定の更新の申請に対する審査

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設および食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の申請に対する審査

(3) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（第 3 条関係）

あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正により、はり師およびきゆう師の養成施設の認定の権限が都道府県に移譲されることに伴い、次に掲げる条例について、必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

イ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

ウ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害

福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例

エ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(4) 滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部改正（第4条関係）

保健師助産師看護師法の一部改正により、保健師、助産師および看護師に係る養成所の指定の権限が都道府県に移譲されることに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

(5) その他

ア この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県看護職員修学資金貸与条例新旧対照表 (第4条関係)

新	旧
<p>第1条 省略 (定義)</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 看護職員 省略</p> <p>(2) 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条から第22条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所をいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 看護職員 省略</p> <p>(2) 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条から第22条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣もしくは都道府県知事が指定した養成所をいう。</p>
<p>(3)から(6)まで 省略 (種類および対象)</p>	<p>(3)から(6)まで 省略 (種類および対象)</p>
<p>第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる修学資金をそれぞれ当該各号に規定する者で、県内に存する施設で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)(第5号に掲げる修学資金にあつては、県内)において業務に従事する意思を有するものに貸与することができる。</p> <p>(1) 保健師修学資金 法第19条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者</p> <p>(2) 助産師修学資金 法第20条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者</p> <p>(3) 看護師修学資金 法第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる修学資金をそれぞれ当該各号に規定する者で、県内に存する施設で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)(第5号に掲げる修学資金にあつては、県内)において業務に従事する意思を有するものに貸与することができる。</p> <p>(1) 保健師修学資金 法第19条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成所に在学している者</p> <p>(2) 助産師修学資金 法第20条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成所に在学している者</p> <p>(3) 看護師修学資金 法第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成所に在学している者</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 省略	第2条 省略
2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。	2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 食品衛生法に基づく事務手数料	(4) 食品衛生法に基づく事務手数料
別表第34に定める額	別表第34に定める額
(5)～(73)の2 省略	(5)～(73)の2 省略
(74) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務手数料	(74) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務手数料
料 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下この号において「法」という。）第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 20,000円	料 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下この号において「法」という。）第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 20,000円
法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,000円	法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 11,000円
法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 150,000円	法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 150,000円
法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査の手数料 1羽につき 5円	法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査の手数料 1羽につき 5円
法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 5,700円	法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査の手数料 1件につき 5,700円
法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円	法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の確認の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円
(75)～(86) 略	(75)～(82) 省略

(82)の2 土壌汚染対策法に基づく事務手数料

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき

240,000円

土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 224,000円

土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき

222,000円

(82)の3～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	

(82)の2 土壌汚染対策法に基づく事務手数料

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき

240,000円

土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 224,000円

土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき

222,000円

土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査の手数料 1件につき 30,900円

土壌汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき

24,800円

(82)の3～別表第33 省略

別表第34

食品衛生法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の申請に対する審査の手数料	233,150,000円
(2) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	90,000円
(3) 法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	

ア～メ 省略	ア～メ 省略
注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。 以下 省略	注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。 以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に
関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則～別表第8 省略</p> <p>別表第9（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 設備</p> <p>(1) 次号において準用する別表第3第1項第2号の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設である指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援事業者が当該指定就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において指定就労移行支援が提供される場合にあつては、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>本則～別表第8 省略</p> <p>別表第9（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 設備</p> <p>(1) 次号において準用する別表第3第1項第2号の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設である指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援事業者が当該指定就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において指定就労移行支援が提供される場合にあつては、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則 省略 別表（第2条関係） (1)～(45) 省略</p> <p>(45)の2 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げる事務（法第16条に規定する河川管理者として行うものを除く。） ア 法第16条の規定による採取計画の認可 イ～コ 省略 サ 法第36条第3項の規定による通報 シ～セ 省略 (46)～(76) 省略</p>	<p>本則 省略 別表（第2条関係） (1)～(45) 省略</p> <p>(45)の2 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げる事務（法第16条第2号に規定する河川管理者として行うものを除く。） ア 法第16条第1号の規定による採取計画の認可 イ～コ 省略 サ 法第36条第4項の規定による通報 シ～セ 省略 (46)～(76) 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第3条関係）

		旧	新
本則	省略	本則	省略
別表	（第4条関係）	別表	（第4条関係）
1	省略	1	省略
2	設備	2	設備
	（1）および（2） 省略		（1）および（2） 省略
	（3） あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設である指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）において就労移行支援を提供すること。には、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。		（3） あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設である指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）において就労移行支援を提供する場合には、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。
	（4） 省略		（4） 省略
	以下 省略		以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧
 対照表 (第3条関係)

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 構造および設備</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号) 第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設である障害者支援施設 (以下「認定障害者支援施設」という。) において就労移行支援を提供する場合には、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 構造および設備</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号) 第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設である障害者支援施設 (以下「認定障害者支援施設」という。) において就労移行支援を提供する場合には、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則～別表第4 省略</p> <p>別表第5（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 第6項において準用する別表第2第3項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣が認定した養成施設である就労移行支援事業所（就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において就労移行支援が提供される場合）については、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>以下 省略</p>	<p>本則～別表第4 省略</p> <p>別表第5（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 第6項において準用する別表第2第3項の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の文部科学大臣が認定した学校または厚生労働大臣もしくは知事が認定した養成施設である就労移行支援事業所（就労移行支援事業者が当該就労移行支援の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において就労移行支援が提供される場合）については、当該学校または養成施設として必要な設備を設けること。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の一部の実施期間が延長されることに伴い保育所、幼稚園等の計画的な整備を図るための事業を平成27年度においても引き続き実施するとともに、当該事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第22号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的のうち、平成26年度末で終了する事業について削除することとします。
（第1条関係）
- (2) 条例の有効期限を平成28年6月30日まで延長することとします。（付則関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)は、平成27年4月1日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備、保育および幼児教育の質の向上 <u>その他の子どもを安心して育てることができるとして</u>、<u>滋賀県子育て支援対策臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備を図るため、<u>滋賀県子育て支援対策臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

基金事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 12 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

基金事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 12 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例新旧対照表

旧		新	
本則 省略 付 則		本則 省略 付 則	
1 省略		1 省略	
2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。		2 この条例は、平成27年12月31日限り、その効力を失う。	

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

基金事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 59 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 27 年 6 月 30 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 省略 2 この条例は、平成27年6月30日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県介護予防基盤強化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

介護予防の取組のための基盤の強化を図るための事業を平成 27 年度においても引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を1年間延長するため、滋賀県介護予防基盤強化基金条例（平成 24 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県介護予防基金強化基金条例新旧対照表

		旧	新
本則	省略		本則
	付則		付則
1	省略		省略
2	この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。		この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を適切に受けられるよう、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めることとするため、滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例（平成18年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童福祉法第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還に応じない者および正当な理由がないのに同法第57条の3第2項の規定による報告の命令等に違反した者は、10万円以下の過料に処することとします。
- (2) この条例は、平成27年10月1日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第3項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、または同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の6第2項の規定による医療受給者証または同法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、児童福祉法第57条の3第2項もしくは第3項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、またはこれらの項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者</p>

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において地域自殺対策緊急強化交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い地域における自殺対策の強化を緊急に図るための事業を平成 27 年度においても引き続き実施するとともに、当該事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年度滋賀県条例第 60 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 28 年 12 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県地域自殺対策緊急強化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>本則 省略 付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。</p>

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正に伴い、児童発達支援センターが行う相談、助言等の対象が拡大されたこと等から、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 6 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 児童発達支援センターが相談、助言等を行う対象に、障害児本人、障害児が通う学校等の施設を追加することとします。（別表第 1 関係）
- (2) 基準該当児童発達支援の事業に、介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供するサービスを追加することとします。（別表第 1 関係）
- (3) 指定放課後等デイサービス事業所について、主として重症心身障害児を通わせる場合における基準を定めることとします。（別表第 2 関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

新	旧
<p>別表第1 (第5条関係) 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p>	<p>別表第1 (第5条関係) 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p>
<p>1 指定児童発達支援の事業</p>	<p>1 指定児童発達支援の事業</p>
<p>(1)～(20) 省略</p>	<p>(1)～(20) 省略</p>
<p>(21) 連携等</p>	<p>(21) 連携等</p>
<p>ア～ウ 省略</p>	<p>ア～ウ 省略</p>
<p>エ 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第2条第6項に規定する認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。</p>	<p>エ 指定児童発達支援事業者 (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。</p>
<p>2 基準該当児童発達支援の事業</p>	<p>2 基準該当児童発達支援の事業</p>
<p>(1)～(5) 省略</p>	<p>(1)～(5) 省略</p>
<p>(6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護 (以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。) の事業を行う者をいう。以下同じ。) または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス (以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。) の事業を行う者をいう。以下同じ。) が地域において児童発達支</p>	<p>(6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護 (以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。) の事業を行う者をいう。以下同じ。)</p>

援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護
 のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。））に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所

に登録を受けた者をいう。以下同じ。）

を指定小規模多機能型居宅介護事業所

に通わせて行う同項 に規定する小規模多機能型居宅介護

をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の数とこの号の規定により基準該児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所 に登録を受けた障害者および障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、25人

援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。））または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。））に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの号の規定により基準該児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数を合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定

する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。
以下同じ。)にあつては、18人)以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。)は、登録定員の2分の1に相当する数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとすること。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるときみないした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていること。

以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。)は、登録定員の2分の1に相当する数から15人

までの範囲内とすること。

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとすること。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるときみない場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていること。

別表第2 省略

別表第3 (第5条関係)

放課後等デイサービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準
1 指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第2号本文、第3号ア、第4号(イ)(イ)およびウを除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。))までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用に係るものに限る。)」達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。))とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号

別表第2 省略

別表第3 (第5条関係)

放課後等デイサービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準
1 指定放課後等デイサービスの事業

(1) 省略

(2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。))までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用に係るものに限る。)」達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。))とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号

イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

2 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからキまで、第5号、第6号ア、イ、ウ((ア)、(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

以下 省略

イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

2 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからキまで、第5号、第6号ア、イ、ウ((ア)、(ウ)aからcまでおよび(エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の一部改正に伴い、新たに一定の要件を満たす指定共同生活援助事業者等が病院の敷地内において指定共同生活援助等の事業を行うことができることとされたこと等から、必要な規定の整備を行うため、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定共同生活援助等について、平成 36 年度末までの間、指定共同生活援助事業者等が一定の要件を満たす場合に、病院の敷地内において指定共同生活援助等の事業を行うことができる特例措置を設けることとします。（付則関係）
- (2) 指定共同生活援助事業所の利用者のうち障害の程度の重い者に対し当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者が居宅介護等のサービスを行うことができる特例措置について、その期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (3) 基準該当生活介護および基準該当短期入所の事業に、介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスおよび宿泊サービスを追加することとします。（別表第 3、別表第 4 関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p>	<p>本則 省略</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1～3 省略</p>	<p>1～3 省略</p>
<p>4 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定共同生活援助事業者等」という。）（平成18年10月1日に現に現に入所施設または病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、同項第2号ア（同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助の事業または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（次項において「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。</p>	<p>4 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助）をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。</p> <p>(1) 指定共同生活援助等の事業の開始の時点において、県の区域または当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。）（以下この号において「県等の区域」という。）における指定共同生活援助等の量が、法第89条第1項の規定に基づき県が定める計画において定める県等の区域における指定共同生活援助等の必要な量に満たない県等の区域内において事業を行うものであること。</p> <p>(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。</p> <p>5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等の事業を行う場合における別表第12第1項第2号（同表第2項第5号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）ならびに同表第1項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号の</p>

(追加)

	<p>規定の適用については、別表第12第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号ウ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号エ中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</p>
(追加)	<p>6 地域移行支援型ホーム（付則第4項の規定により指定共同生活援助等の事業を行う事業所をいう。以下付則第11項までにおいて同じ。）において指定共同生活援助等の事業を行う者（以下同項までにおいて「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造および設備は、利用者の生活の独立性が確保されたものとしなければならない。</p>
(追加)	<p>7 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。</p>
(追加)	<p>8 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅または地域移行支援型ホーム以外の別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所もしくは同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。</p>
(追加)	<p>9 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（次項において「地域移行推進協議会」という。）を設置しなければならない。</p>
(追加)	<p>10 地域移行支援型ホーム事業者は、定期的に地域移行推進協議会にその活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
(追加)	<p>11 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県</p>

が設置する協議会その他これに準ずるものとして知事が定めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

12 指定共同生活援助事業者等が、平成18年10月1日において現に存する別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、同項第2号カおよびキ（これらの規定を同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1)・(2) 省略

13 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができ、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合には、同項第7号ウの規定は、平成30年3月31日までの間は、適用しない。

14 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同項第7号ウの

5 指定共同生活援助事業者等が、平成18年10月1日において現に存する別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、同項第2号カおよびキ（これらの規定を同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1)・(2) 省略

6 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができ、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合には、同項第7号ウの規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

7 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同項第7号ウの

規定は、平成27年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

8 前2項の場合における別表第12第1項第3号の規定の適用については、同号ウ(イ)から(エ)までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者(付則第6項または第7項の規定の適用を受ける者を除く。)」の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数」とする。

別表第1・別表第2 省略

別表第3

1 省略

2 基準該当生活介護の事業

(1) 省略

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)

が地
域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業

規定は、平成30年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

15 前2項の場合における別表第12第1項第3号の規定の適用については、同号ウ(イ)から(エ)までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者(付則第13項または第14項の規定の適用を受ける者を除く。)」の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数」とする。

別表第1・別表第2 省略

別表第3

1 省略

2 基準該当生活介護の事業

(1) 省略

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)

また指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同法第42条の2第1項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。))の事業を行う者をいう。以下同じ。)

が地
域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業

所」という。)または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するため
 に当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指
 定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)に登録を受けた者を
 いう。以下同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看
 護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護
 事業所等」という。)に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居
 宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項にお
 いて同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護
 と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基
 準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適
 用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小
 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基
 準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条列別
 表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児
 童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条列別
 表第3第2項において準用する指定通所支援基準条列別表第1第2項
 第6号の規定により児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等
 デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準
 該当通所支援とみなされる通いサービス(以下これを「みなし通い
 サービス」という。)を利用するため当該指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数を合計した数
 の上限をいう。以下この号において同じ。)は、29人(サテライト型
 指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第41条第1項に規定
 する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事
 業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業
 者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当
 該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し

に登録を受けた者を
 いう。以下同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所
 に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居
 宅介護をいう。以下この項にお
 いて同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護
 と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基
 準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適
 用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小
 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基
 準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条列別
 表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児
 童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条列別
 表第3第2項において準用する指定通所支援基準条列別表第1第2項
 第6号の規定により児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等
 デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準
 該当通所支援とみなされる通いサービス(以下これを「みなし通い
 サービス」という。)を利用するため当該小規模多機能型居宅介護
 事業所に登録を受けた障害者および障害児の数を合計した数
 の上限をいう。以下この号において同じ。)は、25人

以下
 とすること。
 イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人
 までの範囲内とすること。

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。
 エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数を合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

(3) 省略

別表第4

て指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本事業所」という。）との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。
 イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数を合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。
 エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数を合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

(3) 省略

別表第4

1 省略

2 基準該当短期入所の事業

(1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に行う指定制小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定制小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定制小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である指定制小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定制小規模多機能型居宅介護を含む。）または指定看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定制小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定制介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定制居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定制予防小規模多機能型居宅介護事業者（同法第54条の2第1項に規定する指定制地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定制介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定制介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定制介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）以外の指定制介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定制介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定制介護予防小

1 省略

2 基準該当短期入所の事業

(1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者

であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護

ののうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に行う指定制小規模多機能型居宅介護

規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下アにおいて「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に対して支援を行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員 (指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この項において同じ。)は、通いサービスの利用定員の3分の1に相当する数から9人まで

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合には、当該個室以外の宿泊室の床面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じた数を乗じて得た面積以上とすること。

以下 省略

規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下アにおいて「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に対して支援を行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この項において同じ。)は、通いサービスの利用定員の3分の1に相当する数から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合には、当該個室以外の宿泊室の床面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じた数を乗じて得た面積以上とすること。

以下 省略

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）の一部改正に伴い介護予防訪問介護および介護予防通所介護の事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されること等ならびに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 14 号）ほか 6 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア サテライト型地域密着型特別養護老人ホームの本体施設として地域密着型特別養護老人ホームを追加することとします。（第 3 条中別表第 1・別表第 3 関係）

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 一定の要件を満たす指定訪問介護事業所に置かれるサービス提供責任者の数の特例を定めることとします。（第 4 条中別表第 1 関係）

イ 指定訪問介護または指定通所介護の事業と介護予防・日常生活支援総合事業のうち第 1 号訪問事業または第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における設備および従業者の基準の特例を定めることとします。（第 4 条中別表第 1 関係、別表第 6 関係）

ウ 指定訪問リハビリテーション事業者および指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により利用者の病状等に関する情報を共有するよう努めることとします。（第 4 条中別表第 4 および別表第 7 関係）

エ 指定通所介護事業所において、夜間または深夜に介護保険制度外の宿泊サービスを提供する場合には、あらかじめ、知事に届け出なければならないこととするとともに、当該宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の報告の手続を定めることとします。（第 4 条中別表第 6 関係）

オ 指定短期入所生活介護事業において、利用者の状況、その家族の事情等がある場合で必要があるときは、利用定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を提供することができることとします。（第 4 条中別表第 8 関係）

カ 指定特定施設入居者生活介護事業所に置かれる介護職員および看護職員の総数を見直すとともに、養護老人ホームにおける指定特定施設入居者生活介護について、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護以外の指定特定施設入居者生活介護についても提供することができることとします。(第4条中別表第10関係)

キ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(3) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の従業者および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとします。(第5条中別表関係)

イ 指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議において、被保険者への適切な支援に必要な検討等を行うための資料、情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとします。(第5条中別表関係)

(4) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者および指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により利用者の病状等に関する情報を共有するよう努めることとします。(第7条中別表第4および別表第7関係)

イ 指定介護予防短期入所生活介護事業において、利用者の状況、その家族の事情等がある場合には、利用定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を提供することができることとします。(第7条中別表第8関係)

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所に置かれる介護職員および看護職員の総数を見直すとともに、養護老人ホームにおける指定介護予防特定施設入居者生活介護について、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護以外の指定介護予防特定施設入居者生活介護についても提供することができることとします。(第4条中別表第10関係)

エ 介護予防訪問介護および介護予防通所介護に係る規定を削除するとともに、必要な規定の整理を行うこととします。

(5) 次に掲げる条例について、必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(第1条関係)

イ 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(第2条関係)

ウ 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(第6条関係)

(6) その他

ア この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に際し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の補足資料

1 改正の理由

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成12年法律第123号）の一部改正に伴い、介護予防訪問介護および介護予防通所介護の事業が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されるため。
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部改正に伴い、各介護サービスの事業の運営等に関する基準を改定するため。

2 主な改正の概要

（1）指定居宅サービスの基準

【①訪問介護（ホームヘルプ）】

- ア 一定の要件を満たす指定訪問介護事業所に置かれるサービス提供責任者の数の特例（「利用者40人に1人」を「50人に1人」に緩和）を規定。
- イ 指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業の訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合の設備および従業者の基準の特例を規定。

【②訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

- リハビリテーション会議の開催により利用者の病状等に関する情報を共有するよう努めることを規定。

【③通所介護（デイサービス）】

- ア 夜間または深夜に介護保険制度外の宿泊サービスを提供する場合、あらかじめ、知事に届け出ること、当該サービスの提供により事故が発生した場合の報告の手続を規定。
- イ 指定通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合の設備および従業者の基準の特例を規定。

【④短期入所生活介護（ショートステイ）】

- 利用者の状況、その家族の事情等がある場合で必要があるときは、利用定員を超えて、静養室においてサービスを提供できるよう規定。

（2）指定居宅介護支援（ケアマネジメント）の基準

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることを規定。
- ② 地域ケア会議において、被保険者への適切な支援に必要な検討等を行うための資料、情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることを規定。

（3）指定介護予防サービスの基準

- ① 介護予防訪問介護および介護予防通所介護に係る規定を削除。
- ② その他指定居宅サービスと同様の改正事項に対応。

【施行日】 平成27年4月1日から施行